

# 秩父広域市町村圏組合水道事業「水道検針票」広告掲載要領

この要領は、水道事業広告掲載要綱に基づき、「水道検針票」に掲載する有料広告を募集するにあたり、必要な事項を定めたものです。

「水道検針票」は水道メーターの検針の際、水道使用者に使用水量や水道料金等をお知らせするもので、多くの方が目にする広告価値の高い媒体です。

## ①広告媒体について

- 名称 上下水道使用量のおしらせ(検針票)
- 規格 サイズ縦 200mm×横 78mm
- 配布先 秩父広域市町村圏組合給水契約者(約43,200件)
- 配布エリア 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
- 配布方法 水道メーター検針時に配布
- 配布枚数 年間計 約224,400枚/年
- 発行頻度 年6回 水道検針票の配布は、秩父圏域全域を偶数月に配布する地域と奇数月に配布する地域に分けているため、1年間の広告の掲載期間中、同一の水道使用者に6回配布することになります。

## ②掲載可能な広告について

- 広告の規格 縦45mm×横60mm 枠数2枠 色数2色(青、黒)
- 広告掲載場所 「水道検針票」裏面
- 掲載期間 1年間(4月検針～翌年3月検針)  
※但し、水道事業において必要と認めるときは、1年以内で期間を設定することができる。
- 掲載料 広告1枠あたり100,000円(税込み)  
広告2枠あたり200,000円(税込み)  
※但し、掲載期間が1年に満たない場合は、月割り計算により、算出した額とする。
- 広告掲載できない業種・内容
  - ・水道料金及び下水道使用料等の滞納がある者
  - ・水道に関する事業者において、秩父広域市町村圏組合水道局の指定を受けていない給水装置工事事業者
  - ・秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱に規定するもの
- その他  
広告欄の下に次の文章が入ります。

「広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。」  
納入方法等の諸手続については、秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱に定めがあります。また、担当課から指示がある場合は、それに従ってください。

### ③申し込みについて

#### ●申し込み方法

掲載希望者は、秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱の内容を確認のうえ、下記期日までに申込書と広告原稿案に次の書類を添付して、経営企画課へ提出してください。

- ①商業登記簿謄本又は主務官庁が発行した認可証・許可書の写し。
- ②会社・団体等の事業内容が分かるもの。(パンフレット等)
- ③その他、管理者が提出を必要とする書類。

#### ●申込期間

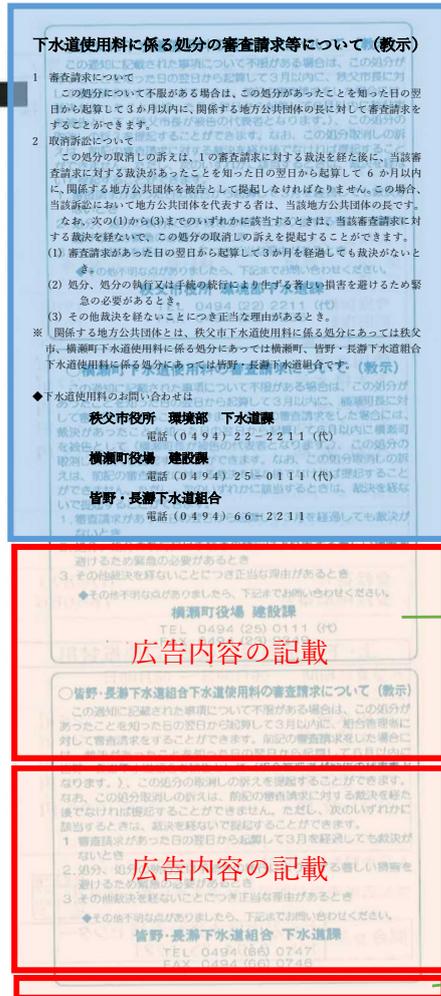
申込締切日 令和8年12月18日までに申し込むこと。但し、広告枠に空きがある場合は、締切日後であっても申込書等を提出できるものとする。

※申込締切日が土・日・祝日にあたるときは、休日の翌日までとします。

### ④掲載決定の方法

- 掲載決定方法 原則、年度単位で募集し、申し込み順で掲載を決定します。

### ⑤広告掲載表示例 ※上下水道使用量のおしらせ(検針票)サイズ縦200mm×横78mm



広告掲載スペース  
(1枠)  
縦45mm×横60mm

(注意書き)  
広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。

担当課 問い合わせ先  
秩父広域市町村圏組合水道局 経営企画課 (ちちぶ広域水道お客様センター経由)  
電話：0494-25-5221 FAX：0494-23-6444  
E-mail：keieikikaku@union.chichibukouiki.lg.jp